

## 平成27年西東京市教育委員会第5回臨時会会議録

- 1 日 時 平成27年11月4日（水）  
開会 午後5時00分 閉会 午後5時29分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 前 田 哲  
教 育 長 職 務 代 理 者 竹 尾 格  
委 員 宮 田 清 藏  
委 員 森 本 寛 子  
委 員 高 橋 ますみ  
委 員 米 森 修 一
- 5 出席職員 教 育 部 長 櫻 井 勉  
教 育 部 特 命 担 当 部 長 南 里 由美子  
教 育 企 画 課 長 早 川 礼 成  
学 校 運 営 課 長 等々力 優  
教 育 指 導 課 長 田 中 稔  
統 括 指 導 主 事 西 川 幸 延  
指 導 主 事 宮 本 尚 登  
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 支 援 課 長 渡 部 昭 司  
社 会 教 育 課 長 岡 本 範 子  
公 民 館 長 伊 田 昌 行  
教 育 部 主 幹 主 幹（公民館）兼芝久保公民館分館長 矢 澤 吉 男  
教 育 部 副 参 与 兼 図 書 館 長 奈 良 登 喜 江
- 6 事務局 教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 長 倉 本 直 子  
教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 主 査 和 田 克 弘
- 7 傍聴人 10人

平成27年西東京市教育委員会第5回臨時会議事日程

日 時 平成27年11月4日（水） 午後5時から

場 所 防災センター6階 講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第63号 西東京市いじめ防止対策推進条例（申出）
- 第 3 議案第64号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）
- 第 4 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成27年第5回臨時会  
(11月4日)

午後 5 時 00 分 開 会

議事の経過

○前田教育長 ただいまから平成27年西東京市教育委員会第5回臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は森本委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田教育長 それでは、本日は森本委員にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 5 時 01 分 休 憩

午後 5 時 03 分 再 開

○前田教育長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

---

○前田教育長 日程第2 議案第63号 西東京市いじめ防止対策推進条例(申出)、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○西川統括指導主事 議案第63号 西東京市いじめ防止対策推進条例(申出)について説明申し上げます。

本議案は、いじめ防止対策推進法及び東京都のいじめ防止対策推進条例の制定に伴い制定するものでございます。条例の内容は全部で13条で構成しており、案文は議案のとおりでございます。

まず、この条例を市として制定することについて、重大な決意を持って取り組む意味を込めて前文を設けております。前文では、これまでも西東京市は、いじめは人権侵害であり、絶対に許されるものではないことを認識し、児童等が主体的にいじめについて考え、行動することができるようにするため、自分の大切さとともに、ほかの人の大切さを認めることができるよう人権教育の充実を図ってきたこと、しかし、いじめはどの学校でも、どの児童等にも起こり得るものであり、今まで以上にいじめの防止等のための取組を確実に推進する必要があること、このような認識の下、西東京市市民憲章にある「このまちを たがいに助けあう 優しいまちにしたい」の実現に向け、いじめの防止等のための対策を更に推進し、いじめを絶対許さない心を育むこと、そして、いじめを知り得た場合は、放置することなく、大人やほかの友達に知らせてすぐにやめさせる等、主体的に行動できる態度を養い、児童等が安心して生活することができる環境の実現を目指すこと、これを規定いたしました。

本文にまいります。法律で義務づけられている条項、例えば法第16条の「相談体制を整備しなければならない」「いじめを早期に発見するために定期的な調査をしなければならない」、あるいは、法第18条の「教員の研修の充実を通じた教員の資質向上を図らなければならない」、義務規定については、条例に規定せず、直接法律を適用するという考えをしております。そのほかの、市として特に必要と考えられる、この条例の制定目的やいじめ等の定義、学校・教職員・保護者の責務については、第1条から第8条まで条文化しております。

この条例案を作成するに至る経緯ですが、平成23年10月に滋賀県大津市で中学生がいじめ

を苦にして自殺するという事件が発生いたしました。これを受けて、国においては、学校・教育委員会関係者が担う責務を認識すべき、あるいは、いじめに対処していくための理念や体制を整備する法律の制定が必要といった提言もなされ、平成25年にいじめ防止対策推進法が制定されたところでございます。この推進法には、それぞれの地方のいじめ防止基本方針を設定する努力義務が示されています。また、「いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を設置できる」とあります。また、附属機関として、西東京市教育委員会の附属機関、あるいは市長の附属機関を設置できることが定められています。

条文の1枚目、2枚目を御覧ください。第1条及び第3条の定める目的・理念ほか、3枚目を御覧ください。第9条に規定する、いじめ防止対策推進基本方針の規定は、西東京市としての基本方針になります。そして、第10条で定める、関係機関で協議する、いじめ問題対策連絡協議会、さらに、教育委員会及び市長の附属機関として、第11条、西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会、第12条、西東京市いじめ問題調査委員会の設置となります。この教育委員会の附属機関である西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会が果たすべき役割は主に二つございます。1点は、常設の附属機関として市立学校におけるいじめ対策、これらについて意見をいただくという働きと、もう一つは、市立学校でいじめ・自殺等の重大事態が発生した場合に、その事態を調査するという二つの役割を担っております。また、市長の附属機関である西東京市いじめ問題調査委員会ですが、市立学校でこうした重大事態が発生した場合は市長に報告をすることとなっておりますが、市長がその事実を確認して再調査が必要と判断した場合には附属機関を設置して調査を行うという内容をここに盛り込んでございます。

こうしたことを踏まえて、今後のスケジュールにつきましては、本日、本案が決定しましたら、市長に上程を依頼し、条例案を平成27年第4回市議会定例会に付議したいと考えております。

最後に附則でございますが、施行期日を本条例の公布日からとし、第10条から第12条までの附属機関の規定については、来年4月1日から施行する予定でございます。

条例の説明は以上のおりでございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○森本委員 防止対策推進条例が出されるということで、市としても全体で考えていくということが本当に大事だということで、子どもたちにもこの理念がちゃんと伝わるようにしていただきたいということと、あと、もう1点、また先日もいじめによる自殺というのがありましたけれども、やはりその際に、周りがなかなか気付かなかったというようなこともありましたので、子どもたち自身が、何かあったときに訴えられる場所が、いろいろな場所があるように、そういうことの指導も大事になってくるかと思っておりますので、何かあったときに、自分で、こんなことがあったときにはここに言えばいいんだよというようなところの方策みたいなものも改めてこの機会に考えていただいて、もちろん、「やらない」「許さない」ということが大前提ではありますけれども、受けたときに、自らそれを誰かに言えるような場と

いうのをつくっていただいて、子どもたちが自分でそれを発信できるように、そんなことも考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○宮田委員 似たような意見なんですが、日本に限らないかもしれませんが、日本では、いじめられたというようなことを先生に言うと、告げ口だとか、それから、親にもそういうことを言うことが、ある種、言った子に精神的なストレスを与えるような風潮があると思うんです。それは、人権教育をもう少ししっかりして、その風潮をなくしていくようなことをしないと、ずっと起こるのではないかと思うんです。今度の中学生の自殺の件も、今のところですが、新聞情報以上のことを私は知りませんが、周りはわからなかった、学校はわからなかったと。ただ、そういう書き物をおじいさんが見つけて、お父さんが電話をしたんだけど、本人は、「いや、大丈夫だよ。」と言いながら、自殺をしてしまったという、本当に痛ましいことなんですが、そういうことを日頃から相当教育しないと、やれ、「あいつは告げ口をした。」だとか、何とかだというようなことで、その1人だけに苦しさというものを、何と言うのかな、たくさん集めて、どうにもならなくなって自殺するということだったのではないかと私は思いますので、何度も言うようですけども、それが告げ口とか何かではなくて、そういうことを言うことがいいことなんだというような雰囲気づくりを各学校の先生方にぜひお願いしたいと思います。

○田中教育指導課長 ただいまお二人の委員の方から御意見をいただきました。その内容を重く受けとめまして、教育委員会の事務局の中でも横断的に、また、学校現場と十分な調整をとりながら、その意見を具体化に結びつけていくよう頑張りたいと思っております。

○前田教育長 よろしく申し上げます。

○高橋委員 お二方のおっしゃったことに付け足しのような形なんですけれども、やはり自殺してしまった子とか、いじめられている子が、なぜ親や周りの大人に言えないかという、理由がありまして、それは、「いじめられていることが格好悪いことだから。」「恥ずかしいことだから。」とされているんです。それから、親が、「いじめられるほうも悪いんだ。」とか「いじめられたらやり返せ。」というようなことをふだんから言っていると、言いたくても言えなくなってしまう。そういった間違っただけの考え方が徐々にというか、一日も早く正されて、いじめは、逆に、いじめるほうが悪くて格好悪いんだということが子どもたちと大人たちに浸透していくように、このいじめ防止対策推進条例を効果的に活用していただけるように心から望みます。

○前田教育長 教育委員会として全力で対応させていただきます。

ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

これより議案第63号 西東京市いじめ防止対策推進条例（申出）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○前田教育長 日程第3 議案第64号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○伊田公民館長 議案第64号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）につきまして、議案関連の資料も併せて説明をさせていただきます。

ひばりが丘公民館の分室化につきましては、公共施設の適正配置等を推進するための実行計画に基づいて検討を進めてまいりました。今年度当初より、公民館運営審議会におきまして、ひばりが丘公民館の運営体制について説明するとともに臨時利用者懇談会を開催してまいりました。臨時利用者懇談会での質疑は公民館運営審議会に報告しております。臨時利用者懇談会は今年度7月から10月までの間に計6回、公民館運営審議会は毎月開催いたしました。

はじめに、臨時利用者懇談会、公民館運営審議会について、参考資料により説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、参考資料1、「ひばりが丘公民館臨時利用者懇談会報告」をお願いいたします。

7月の臨時利用者懇談会では、ひばりが丘公民館の運営体制について、これまでの経過と今後について説明をさせていただきました。主な質疑といたしましては、分館長について、再雇用嘱託員の配置について等の御質問を受けまして、公共施設の適正配置等を推進するための実行計画等に基づく取組の説明や、円滑な運営管理を図るため再雇用嘱託員を配置すること等をお答えしております。

裏面をお願いします。

8月の臨時利用者懇談会では、ひばりが丘公民館の運営体制について、8月12日に実施した合同避難訓練について説明をさせていただきました。主な質疑としましては、有事の際の応援体制について、再雇用嘱託員の配置について等、御質問を受けております。これに対し、有事の際には連携体制を組んでいること、分館長が担っていた庶務的な事務を再雇用嘱託員に担わすために調整をしていること等をお答えしております。

10月の臨時利用者懇談会では、ひばりが丘公民館分室化に当たっての経緯や対応を総括して説明いたしました。計6回の利用者懇談会には延べ109人の市民の皆様に御参加をいただきました。

次に、参考資料2、「公民館運営審議会報告（ひばりが丘公民館分室化関連）」をお願いいたします。

毎月開催された公民館運営審議会では、毎回、議題として、委員の皆様より意見を伺っております。また、臨時利用者懇談会での御意見などは、懇談会後に開催されます公民館運営審議会にて報告を行ってまいりました。公民館運営審議会では、分館長の役割を職員のみでなく、市民と協働で担い、夢のある関係を築いていきたいといった御意見もいただいております。今後とも公民館が地域の皆様にとって最も身近な学習拠点であり、交流の場としての役割を担い続けられるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、議案第64号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）について説明をさせていただきます。

本議案は、ひばりが丘公民館を中央館の分室とするため、西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する必要性があり、西東京市教育委員会事務委任規則第2条第5号

の規定により、西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部改正について市長に申し出をするため、提案するものでございます。

資料の「西東京市公民館設置及び管理等に関する条例新旧対照表」をお願いします。それと、机上にございます西東京市例規集の1275ページを御覧いただければと思います。

新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。表の右側が現行、左側が改正案となっております。

右側、現行の表、分館の区分、「西東京市ひばりが丘公民館」の項を削り、左側、改正案にございますが、新たに「中央館分室」の区分として、「西東京市ひばりが丘公民館」の名称及び位置を加えるものでございます。

条例施行日は平成28年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森委員 これは昨年も提出した経緯がございまして、この1年間で、昨年度の説明との違いといいますか、例えば理解していただくために内容が変わったとか、この1年間でどういうやりとりがあったのかを含めて、教えていただければと思います。

○伊田公民館長 昨年度に条例改正案として申し出た中身につきましては、現行条例の第5条の2に、分館に分館長を置くことができるという形で提案をさせていただいておりました。この件につきましては、昨年度からの市民の皆様の意見を反映・検討いたしまして、分館長のかわりに再雇用嘱託員を配置することとし、危機管理体制の連携強化も行っておりまして、条例改正につきましては、第2条の区分を改正するものでございます。

○森本委員 「危機管理体制については、マニュアルを作成しています」ということですが、現在の進捗状況というか、どのぐらいまで進んでいるのか。例えば、「今年度は合同避難訓練も実施する予定です」とありますけれども、避難訓練までにはそういったマニュアルは作成できるのでしょうか。

○伊田公民館長 現在、各公民館におきまして、施設を利用してくださっている方々に冊子を配る予定になってございます。冊子には、近隣の避難場所も記載してございまして、災害時にどういったところに避難すればいいかということや、初期的な対応としてどのようなことを心がけてくださいというようなことが記載されてございます。さらに、職員用の危機管理マニュアルも作成しておりまして、中身につきましては、地震発生の場合の初期対応や火災発生の場合の初期対応、また、傷病者が出た場合の初期対応、さらに、暴力事件等が発生した場合の初期対応、あと、不審者がいる場合の初期対応等、項目を分けましてマニュアル化を進めております。これにつきましても、西東京消防署の協力を得まして、中身をチェックしている状態でございます。

以上です。

○高橋委員 今度、再雇用職員が置かれるわけですね。その方たちが事務をこなしていけるようにということで、10月の懇談会報告の中に「公民館職員向けの実務研修などを実施します。」とありますけれども、具体的にはどのような形の研修を計画しておられるのでしょうか。



か。

○伊田公民館長 再雇用嘱託員は、公民館の実務経験がある人材とは限らないわけですが、嘱託員の配置が決まった段階で、早急に公民館について、研修の機会を設けまして、公民館職員として力が発揮できるような環境を整えてまいりたいと考えております。

○前田教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○森本委員 先ほど米森委員からもあったように、以前にも一度出されてというような経緯がありました。利用者懇談会や公運審を経て、再度ということで今回に至っていますが、この中には、本当に市民の皆さんの気持ちとかがたくさんたくさん込められていると思うんです。分室化することで、公運審の中でも、市民と協働で夢のある関係を築いていきたいというような御意見も出されているというところを本当に大事に思っていたらいいと思います。また、市民の皆さんは、これまで以上を目指してほしいというようなお考えとかもおありですから、分室になったからいろいろなことが後退してしまったということのないように、ぜひとも今まで以上にいい公民館を築いていっていただくような御努力をしていただきたいと思います。

○宮田委員 実際の活動は嘱託職員の質によると思うんです。極めて大きく。正規だって、あまり働かない人もいるかもしれないし、嘱託であっても、とつてもよく働いて市民のために尽くすという方もおられると思うんです。ですから、志を持って皆さんに奉仕するんだというような方を選んでいただければ、ここに書かれているようないろいろな不安というものは解消されるのではないかと思います。そういう意味で、館長さんは、ぜひいい方を選んでいただくことが条件といいますか、しっかり面接その他をしていただいた上で、単純に、市役所を定年になったから、「じゃあ、そのまま。」というようなことではなくて、しっかり選んでいただきたいと思います。

○伊田公民館長 貴重な御意見ありがとうございました。今後の公民館の運営に生かしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○前田教育長 ほかに討論はございませんか。――討論を終結します。

これより議案第64号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（申出）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○前田教育長 日程第4 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成27年西東京市教育委員会第5回臨時会を閉会します。どうもありがとうございました。

午 後 5 時 29 分 閉 会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員